

- 三 縦覧の場所
木造町役場
森田村役場

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十四年三月四日

青森県知事 木 村 守 男

- 一 商号又は名称 有限会社小野寺建築
- 二 代表者の氏名 小野寺 幸男
- 三 主たる営業所の所在地 八戸市大字新井田字外久保七の二七
- 四 許可番号 青森県知事許可（般一三）第一一四六五号
- 五 取消年月日 平成十四年二月十八日
- 六 取消しに係る建設業の許可
タイル・れんが・ブロック工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成十四年二月十三日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十四年三月四日

青森県知事 木 村 守 男

- 一 商号又は名称 笹森工務店
- 二 氏名 笹森 次男
- 三 主たる営業所の所在地 十和田市大字三本木字西小稲一八四の一

- 四 許可番号 青森県知事許可（般一三）第七七六九号
- 五 取消年月日 平成十四年二月十九日
- 六 取消しに係る建設業の許可
土木、建築、大工、とび・土工工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成十四年二月十五日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十四年三月四日

青森県知事 木 村 守 男

- 一 商号又は名称 太田建築
- 二 氏名 太田 広美
- 三 主たる営業所の所在地 むつ市旭町一の一四三
- 四 許可番号 青森県知事許可（般一八）第一三〇六九号
- 五 取消年月日 平成十四年二月十五日
- 六 取消しに係る建設業の許可
大工工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成十四年一月二十三日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十四年三月四日

青森県知事 木 村 守 男

- 一 商号又は名称 イシタ電気工業株式会社
- 二 代表者の氏名 石田 芳悦
- 三 主たる営業所の所在地 むつ市横迎町二丁目一の一七
- 四 許可番号 青森県知事許可(般一―二)第二七九〇号
- 五 取消年月日 平成十四年二月十五日
- 六 取消しに係る建設業の許可
電気、電気通信、消防施設工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実

平成十四年二月五日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

正 誤

農 村 整 備 課

| | | | | | | |
|--------------------|------|-----|---|----|----------|----------|
| 発行年月日 | 区分 | ページ | 段 | 行 | 誤 | 正 |
| 平成一四・二・六 第一九八五号 | 出先機関 | 二 | 上 | 表中 | 平成一四・一・三 | 平成一四・一・三 |